

60歳未満でご退職される皆さんへ

〈ひろぎん〉 iDeCo イデコ
移換手続きガイド



企業型
確定拠出年金



個人型
確定拠出年金
iDeCo

1 ご退職後のお手続きの流れ

確定拠出年金は、ご転職やご退職された場合、
それまでの積立金を移換する手続きが必要となります。

ご退職後1～2カ月後

1



「加入者資格喪失のお知らせ」※1が
記録関連運営管理機関※2から
ご自宅に送付されます

2

ご退職後の職業、方針などによりお手続き方法が
異なりますので、ご自身のお手続き方法を確認します

3

企業型確定拠出年金の資格喪失から6カ月以内にお手続きを!

ご自身のパターンに応じたお手続きを行います

4

お手続き完了

※1 書類の名称は、記録関連運営管理機関によって異なります

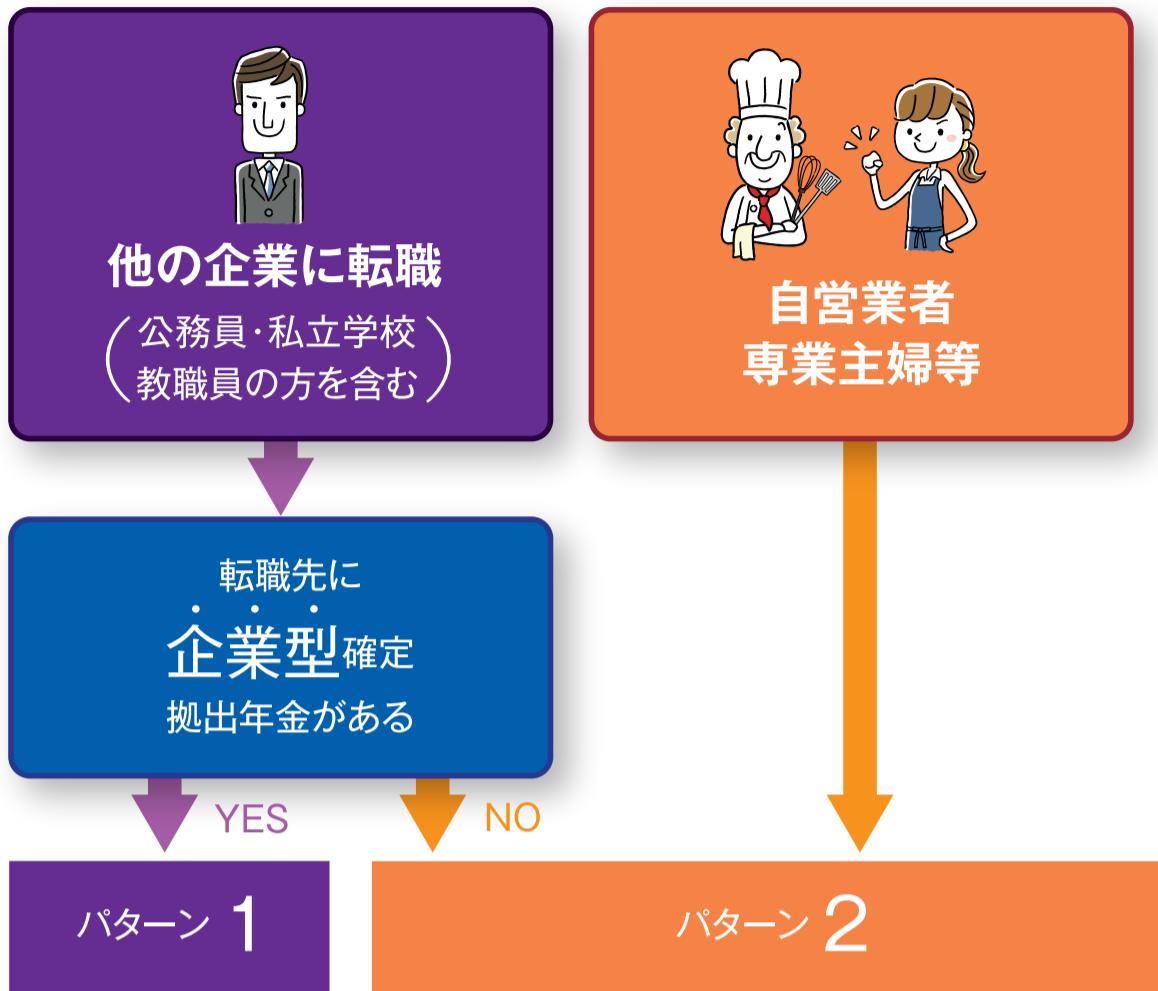
※2 記録関連運営管理機関は、下記のいずれかとなります

- ・日本レコード・キーピング・ネットワーク(略称:NRK)
- ・日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(略称:JIS&T)
- ・損保ジャパン日本興亜DC証券(略称: SJDC)
- ・SBIベネフィット・システムズ(略称:SBI)

2 お手続きパターンのご確認

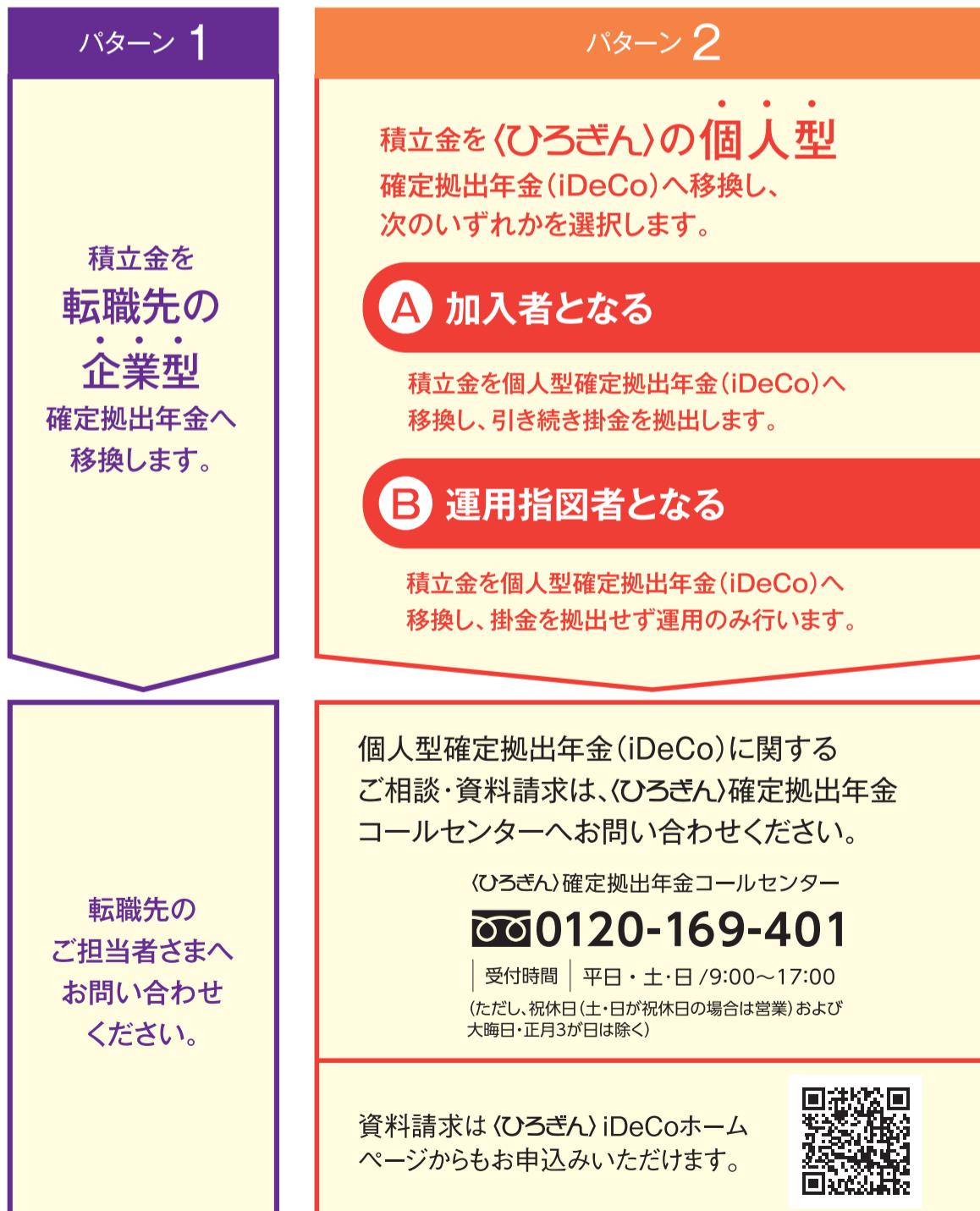
ご退職後のご職業・お立場によって、お手続き方法が異なります。

ご退職後のご予定は？



3 パターン別のお手続き方法

まずは、各担当者へお問い合わせください。



[パターン1について]

※転職先において、確定拠出年金資産の移換受入を可能としている場合に限り、転職先の確定給付企業年金、または、中小企業退職金共済へ資産を移換できます。

※また、転職先の企業型確定拠出年金の規約において、個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入が認められている場合はiDeCoへ移換することも可能です。

※条件を満たしていれば、「脱退一時金」の請求が可能です。(詳細は、「Q.途中で脱退できるの?」をご確認ください。)



お手続きをされなかつた場合

資格喪失日の翌月から6ヶ月以内にお手続きが行なわれない場合には、資産は現金化され、国民年金基金連合会へ自動的に移換されます。これを「自動移換」といいます。

自動移換された場合の流れ



(2019年10月1日現在)(金額はすべて消費税込です)

自動移換に係る手数料		特定運営管理機関 ^{※5}	国民年金基金連合会
自動移換された資産から、手数料をご負担いただきます (資産が0円の方のご負担はありません)。	自動移換されるとき	3,300円	1,048円
	自動移換中の管理手数料	52円／月 ^{※6}	—
	個人型確定拠出年金への資産移換	1,100円	2,829円
	企業型確定拠出年金への資産移換	1,100円 ^{※7}	—

※5 特定運営管理機関は、自動移換された方の記録を管理する機関です。国民年金基金連合会は、特定運営管理機関として、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社に、一部の業務を委託しています。

※6 自動移換された日の属する月の4ヵ月後からのご負担となります。3月末に当年度分をまとめ、資産から控除されます。

※7 移換先の機関で別途手数料がかかる場合があります。

注意事項

- 全く運用ができないので、資産を増やすことができません。
- 将来、給付金を受ける際に、確定拠出年金に資産を移換する必要があります。
- 「自動移換」の期間は、加入期間に通算されないため、受取開始時期が遅くなる場合があります。(60歳→最高65歳に)

自動移換後の選択肢

- 個人型確定拠出年金(iDeCo)に資産を移換するとともに、掛金を拠出する(加入者になる)。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)に資産を移換し、受給開始年齢(原則60歳)まで運用のみを行う(運用指図者になる)。
- 脱退一時金として受け取る(ただし、脱退一時金の受給要件を満たしている方に限ります)。
- 企業型確定拠出年金のある企業に転職された場合は、その企業の企業型確定拠出年金に資産を移換する。

自動移換後にお手続きをされる場合、「2.お手続きパターンのご確認」および「3.パターン別のお手続き方法」にしたがって、お早めにお手続きを行なってください。

(ひろぎん)iDeCoの
資料請求はこちから



お問い合わせ先
(ひろぎん)の窓口
または

(ひろぎん)確定拠出年金センター
0120-169-401

| 受付時間 | 平日・土・日 / 9:00~17:00
(ただし、祝休日(土・日)が祝休日の場合は営業)
および大晦日・正月3が日は除く)

(ひろぎん)iDeCo
ホームページ
ひろぎんイデコ



(ひろぎん)
公式アプリ



(2019年9月5日現在) [1909]

まずははじめに

Q. 個人型確定拠出年金(iDeCo)とは?

A.「自分で育てる自分用の年金」です。

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、公的年金の上乗せとして位置付けられる「自分で育てる年金」です。掛金は60歳まで拠出することができ、運用方法は加入者自身が決めます。受取れる年金額は運用の結果次第で決まります。また、以下のような3つの税制メリットがあります。

3つの税制メリット

1

掛金
拠出時

所得税・住民税が軽減

掛金は全額所得控除の対象となります。(小規模企業共済等掛金控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます)

2

運用時

運用益は非課税

運用益は課税されません。(運用期間中、運用益は課税されませんので、効率よく運用ができます)

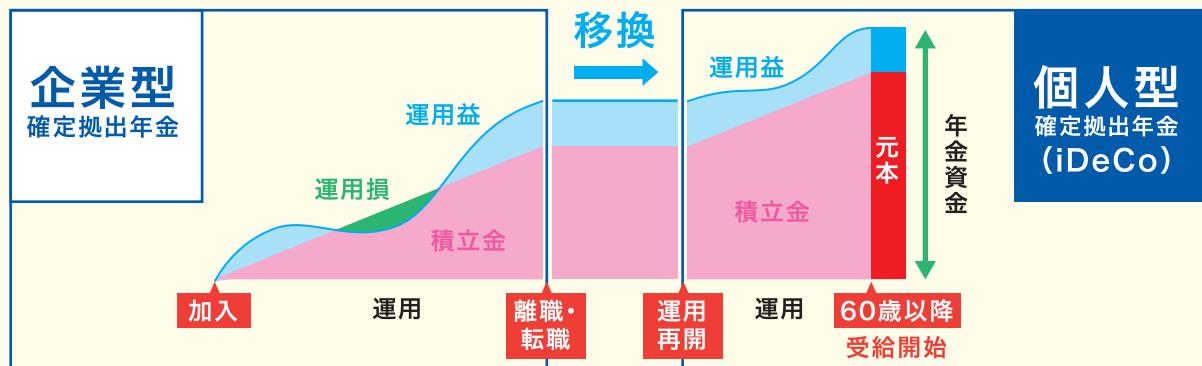
3

給付時

給付金も控除対象

一括受取りの場合は「退職所得控除」、分割受取りの場合は「公的年金等控除」が適用され、税金の軽減効果が期待できます。

ご退職にあたり、企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金(iDeCo)へ移換が必要となる場合があります。



Q. どういう商品で運用できるの?

A. 投資スタンスに合わせて組合せできます。

〈ひろぎん〉 iDeCo 運用商品ラインナップ

お客さま一人ひとりのニーズにお応えできるよう、幅広く商品を取り揃えております。

商品分類		運用商品名
元本確保型	預金	ひろぎんDC定期預金 3年
		ひろぎんDC定期預金 5年
元本確保型 以外 (投資信託)	バランス型	投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型
		野村DC運用戦略ファンド(ネクスト10)
		三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)
		三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)
		三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)
	国内株式型	たわらノーロード日経225
		フィデリティ・日本成長株・ファンド
		DCニッセイJPX日経400アクティブ
		DCダイワ中小型株ファンド
	国内債券型	たわらノーロード国内債券
	海外株式型	インデックスファンド海外株式ヘッジなし(DC専用)
		インデックスファンド海外株式ヘッジあり(DC専用)
		フィデリティ・米国優良株・ファンド
	海外債券型	インデックスファンド海外債券ヘッジなし(DC専用)
		インデックスファンド海外債券ヘッジあり(DC専用)
	不動産投信型	野村J-REITファンド(確定拠出年金向け)
		野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)
	その他資産	三菱UFJ純金ファンド(ファインゴールド)

■ インデックスファンド(市場と連動させる運用スタイル) ■ アクティーブファンド(積極的な運用スタイル)

インデックスファンドは
低信託報酬のものを選定

アクティーブファンドは
過去運用実績の
高いものを選定

運用初心者の方からの
ニーズが高い
バランス型は複数選定

Q.具体的にどのくらい税制メリットがあるの?

A.おおよそ、下記のようなメリットが受けられます。

iDeCo掛金の所得控除メリット

例えば1万円を毎月積立てると

Aさん 年収800万円

税率30%の場合
(所得税20%、住民税10%)



所得税・住民税が
毎年約3.6万円軽減されます。

Bさん 年収400万円

税率20%の場合
(所得税10%、住民税10%)



所得税・住民税が
毎年約2.4万円軽減されます。

〈ひろぎん〉iDeCoホームページ「節税シミュレーション」にてご自身のシミュレーションができます。

Q.手数料はかかるの?

A.わずかな手数料で投資が始められます。

手数料

〈ひろぎん〉iDeCoに加入されると、下記手数料が必要となります。

2019年10月1日現在

移換時 (消費税込み)	お支払い先	加入者 (掛金を拠出する方)	運用指団者 (掛金を拠出せず、運用のみを行う方)
	国民年金基金連合会		初回のみ 2,829円

加入者の方は初回に納付する掛金から、運用指団者の方は移換された資産(年金資産)から控除されます。

月額管理手数料 (消費税込み)	国民年金基金連合会	105円	-
	三菱UFJ信託銀行/日本マスター トラスト信託銀行(事務委託先金融機関)	66円	66円
	広島銀行(運営管理機関)	309円	309円
	合計	480円	375円

加入者の方は、掛金から控除されます。掛金から手数料が差し引かれるため、運用に回される金額は「掛金額から手数料を控除した額」となります。掛金の拠出がない月は、国民年金基金連合会の手数料(105円)はかかりません。その月の手数料は、運用指団者の方と同様、年1回積立てられた資産(年金資産)から控除されます。なお、納付月と金額を指定して納付する方は、次回の掛金から控除されます。

運用指団者の方は、月額管理手数料については、12月～11月分をまとめて翌年3月に積立てられた資産(年金資産)を取崩し控除されます。なお、年金資産を取崩す場合は、運営管理機関が予め定めた商品順で売却します。

その他の手数料(消費税込み)

受給者の方(積立てられた資産を受給する方)も年金資産がある期間は、運用指団者としての月額管理手数料がかかります。年金受給者の方の月額管理手数料は、給付金から控除されます。また、給付にかかる手数料として、1回あたり440円(事務委託先金融機関手数料)が給付金から控除されます。

国民年金の保険料未納者の方など掛金の納付が認められず掛金相当額が還付された場合には、発生の都度1,488円の手数料(国民年金基金連合会1,048円および事務委託先金融機関手数料440円)が還付金から控除されます。

※手数料は今後変更される場合がありますのでご了承ください。

※月額管理手数料は、お申込み書類を当行が受けた月から発生します。

Q.掛け金はいくらでも良いの?

A.月々の掛け金には、上限と下限があります。

掛け金の制限

下限(共通)月額5,000円から1,000円単位で指定できます。

自営業などの方	会社員の方 公務員などの方	専業主婦(夫)の方																						
<p>第1号被保険者</p> <p>日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の方、農業や漁業に従事している方(農業者年金の被保険者を除く)、その配偶者の方、学生の方、および無職の方</p> <p>上限 月額 68,000円 (年額 816,000円)</p> <p>国民年金基金の掛け金または 国民年金の付加保険料(月額400円) + iDeCoの掛け金額</p>	<p>第2号被保険者</p> <p>60歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間の会社員)の方および共済組合の組合員(国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)の方</p> <table border="1"><thead><tr><th>他の企業年金等の加入状況</th><th>月額上限</th></tr></thead><tbody><tr><td>他年金制度なし(企業年金制度なし)</td><td>23,000円(年額 276,000円)</td></tr><tr><td>企業型確定拠出年金</td><td>20,000円(年額 240,000円)</td></tr><tr><td>企業型確定拠出年金および厚生年金基金</td><td></td></tr><tr><td>企業型確定拠出年金および確定給付企業年金</td><td></td></tr><tr><td>厚生年金基金</td><td></td></tr><tr><td>確定給付企業年金</td><td></td></tr><tr><td>石灰鉱業年金基金</td><td></td></tr><tr><td>国家公務員共済組合(長期)</td><td></td></tr><tr><td>地方公務員共済組合(長期)</td><td></td></tr><tr><td>私立学校教職員共済制度(長期)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>12,000円 (年額 144,000円)</p>	他の企業年金等の加入状況	月額上限	他年金制度なし(企業年金制度なし)	23,000円(年額 276,000円)	企業型確定拠出年金	20,000円(年額 240,000円)	企業型確定拠出年金および厚生年金基金		企業型確定拠出年金および確定給付企業年金		厚生年金基金		確定給付企業年金		石灰鉱業年金基金		国家公務員共済組合(長期)		地方公務員共済組合(長期)		私立学校教職員共済制度(長期)		<p>第3号被保険者</p> <p>20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方</p> <p>上限 月額 23,000円 (年額 276,000円)</p>
他の企業年金等の加入状況	月額上限																							
他年金制度なし(企業年金制度なし)	23,000円(年額 276,000円)																							
企業型確定拠出年金	20,000円(年額 240,000円)																							
企業型確定拠出年金および厚生年金基金																								
企業型確定拠出年金および確定給付企業年金																								
厚生年金基金																								
確定給付企業年金																								
石灰鉱業年金基金																								
国家公務員共済組合(長期)																								
地方公務員共済組合(長期)																								
私立学校教職員共済制度(長期)																								

※拠出限度額に満たなかった掛け金の差額は、手続きをすることで同一年内の他の月の掛け金に繰り越すことができます。

Q.途中で脱退できるの?

A.原則、60歳になるまでできません。

脱退一時金

原則、60歳までは受給できません。ただし、以下の受給要件①または受給要件②のすべてを満たした場合、60歳未満であっても脱退一時金として、それまで積立てた資産を受取ることができます。(2017年1月1日以降に加入者資格を喪失した場合)

※2016年12月31日以前に資格喪失された方は要件が異なりますので、コールセンターにお問い合わせください。

受給要件 ①	① 国民年金保険料免除者であること※3 ② 障害給付金の受給権者でないこと ③ 通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下であること※4または請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること ④ 最後に個人型確定拠出年金加入者または企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと ⑤ 企業型確定拠出年金において脱退一時金の支給を受けていないこと
受給要件 ②	① 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失していること ② 請求日の前月末個人別管理資産額が15,000円以下であること ③ 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと

※3 国民年金保険料免除者とは以下の通りです。

・生活保護受給を理由に国民年金保険料の納付が免除されている方

・自身の申請により国民年金保険料の全額または一部の納付が免除されている方、学生納付特例または若年者納付猶予を受けている方

※4 掛け金がない期間は含みません。退職一時金や企業年金から確定拠出年金へ移換があった場合には、その算定の基礎となった期間は含みます。